

大口町スポーツ施設の利用にあたってのガイドライン

1. はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染予防策を徹底し、大口町スポーツ施設の利用を再開し、利用を継続するためのポイントをまとめたものです。

本ガイドラインを従業員に周知徹底すると同時に、利用者の皆様にも本ガイドラインに基づいて徹底した感染予防に努めた行動をお願い申し上げます。合わせて大口町、厚生労働省、保健所からの情報に基づいて感染予防対策をお願い申し上げます。

2. 感染拡大防止のための基本方針

- (1) 3密【密閉・密集・密接（近距離での会話や発声）】を避ける運用と行動を行う。
- (2) 発熱や軽度であっても咳やのどの痛み等の風邪症状がある場合は利用をしない。
また、嘔吐・下痢等の症状がある場合も利用しない。
- (3) 飛沫・接触感染予防に努める。

3. 施設利用上の感染予防

- (1) 屋内施設は換気のため、窓を開ける。
- (2) 発熱や軽度であっても咳やのどの痛み等の風邪症状がある場合や嘔吐・下痢等の症状がある場合は利用を控える。
- (3) 活動後は速やかに帰宅をする。
- (4) マスク着用を徹底する。
- (5) 来場時及び退場時は必ず、備え付けのアルコール消毒等で手指の消毒を行う。
- (6) 屋内施設で3密が考えられる場所においては、利用禁止または利用制限を設ける。
- (7) 受付にはビニールカーテン等のパーテーションを設置する。
- (8) 近距離での会話や発声は避ける。
- (9) 多数の人が触れる備品は使用禁止とする。
- (10) 多数の人が触れる設備は定期的にアルコール消毒等で消毒を行う。
- (11) 本ガイドラインに基づいた利用に賛同できれば、利用の許可をする。

4. 管理棟における利用制限

- (1) 管理棟での申請者の人数制限を設け受付する。
- (2) 管理棟のロビー及びロッカーは使用禁止とする。ただし、ロビーにおいては、緊急時や申請受付混雑時の待機場としての利用は行う。
- (3) レンタルは中止とする。

- (4) 申請可能月は翌月までとする。
- (5) 1日の申請日は整理券を配布し、車内にて待機いただく。

5. 利用者へのお願い

- (1) 利用する代表者は、必ず利用するすべて利用者を把握し、所定の名簿に記入し提出をお願いします。また、試合等で相手団体等とともに活動する場合は、相手の利用者の名簿（相手の代表者の住所も記入）も提出をお願いします。
なお、提出いただいた名簿により取得した個人情報には厳格に保護し、適正に取り扱いますが、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提出する場合があります。
- (2) 体調管理につとめ、次に該当する方は利用をお控えください。
 - ・熱（37.5℃以上または平熱比1℃超過）がある方
 - ・軽度であっても咳やのどの痛み等の風邪症状がある方
 - ・嘔吐・下痢等の症状がある方
 - ・強いだるさや息苦しさ、味覚・臭覚の異常がある方
- (3) スポーツ活動を行う時以外（休憩時、入退場時、トイレ使用時等）はマスクの着用をお願いします。
- (4) 消毒設置場所では手指消毒の徹底をお願いします。
- (5) 屋内施設では窓を開け、換気の徹底をお願いします。
- (6) 飛沫感染の恐れがある行動や活動（近距離での会話や発声等）の自粛をお願いします。
- (7) 前の利用者との接触を避けるため10分前終了のご協力をお願いします
- (8) 3密を避け、感染防止のための行動に努めてください。
- (9) その他、今後の利用状況や環境等を踏まえ、利用や利用可能場所等の制限を設ける場合もあります。ご協力をお願いします。

6. 従業員に対しての徹底事項

- (1) 業務開始前の体温測定
- (2) 熱がある場合、軽度であっても咳やのどの痛み等の風邪症状がある場合、嘔吐・下痢等の症状がある場合、強いだるさや息苦しさ味覚・臭覚の異常がある場合の出勤停止。
- (3) マスク着用の徹底。
- (4) 出勤時、トイレ使用後の手指の消毒をする。
- (5) 常に人と人との距離を十分確保し密にならないようにする。
- (6) 近距離での会話や発声を避けるようにする。
- (7) トイレ清掃、ゴミ回収時はゴム手袋を使用し、終了後は手指の消毒をする。
- (8) 常に3密を避ける工夫を考え、感染予防のための対策を今後も検討・実施する。

7. 開始後の施設閉鎖をする場合

- (1) 愛知県内に再度緊急事態宣言が発令された場合
- (2) 県内の感染状況による場合

8. 感染者発生時の対応

(1) 感染者発生の把握

感染者が確認された場合は、その旨を保健所に報告し対応について指導を受ける。また、従業員に対して事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、感染予防策を改めて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者の確定

医師の届け出等で感染者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請を行うこととされている。このため、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大予防を行う。

(3) 濃厚接触者への対応

保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対して14日間出勤を停止し、健康観察を実施する。

(4) 施設の消毒

保健所の指示に従い、徹底的に消毒を実施する。
また、開館については保健所の判断の元、決定する。

特定非営利活動法人
ウィル大ロススポーツクラブ